

管，弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し

改正対象

鋼船規則 D 編
鋼船規則検査要領 D 編，R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用 (翻訳))

改正理由

本会では，鋼船規則 D 編 12 章へ管，弁及び管取付け物に対する材料，構造，試験等の要件を規定している。更なる顧客の利便性向上を図り，読み易い内容とすべく，表現及び構成の見直しを行った。

今般，上述の見直し結果に基づき，関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 管，弁及び管取付け物の使用材料，製造工場等における試験要件並びに規定の軽減に関する各要件の具体的な対象が明確となるよう記載方法を箇条書きへ改める。
- (2) 日本籍船舶及び外国籍船舶用規則の対応が明確となるよう表現を改める。

施行及び適用

2026 年 1 月 1 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は，その規則に対応する要領があることを示しております。

ID:DD25-17

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則 D 編 機関 12 章 管，弁，管取付け物及び補機 12.1 一般 12.1.4 使用材料* (日本籍船舶用) -1. 補機に使用する材料は使用条件に適したものでなければならない。また、補機の主要部には、<u>本会が</u>適当と認めた規格に定められた材料を用いなければならない。 -2. 管に使用する材料は、使用条件に適し、かつ、次の規定に適合したものでなければならない。 (1) 1 類管又は 2 類管は、K 編の規定に適合した材料を用いること。 (2) 3 類管は、本会が適当と認めた規格に定められた材料を用いること。 -3. 弁又はコック（以下、本章において「弁」という。）並びに管取付け物に使用する材料は、使用条件に適し、かつ、次の規定に適合したものでなければならない。 (1) <u>次の(a)から(c)に掲げるものは、</u>K 編の規定に適合した材料を用いること。ただし、本会がその寸法又は使用条件を考慮して承認したものについては、本会が適当と認めた規格に定められた材料を使用することができる。	鋼船規則 D 編 機関 12 章 管，弁，管取付け物及び補機 12.1 一般 12.1.4 使用材料* (日本籍船舶用) -1. 補機に使用する材料は使用条件に適したものでなければならない。また、補機の主要部には、<u>本会</u>の適当と認めた規格に定められた材料を用いなければならない。 -2. 管に使用する材料は、使用条件に適し、かつ、次の規定に適合したものでなければならない。 (1) 1 類管又は 2 類管は、K 編の規定に適合した材料を用いること。 (2) 3 類管は、本会が適当と認めた規格に定められた材料を用いること。 -3. 弁又はコック（以下、本章において「弁」という。）並びに管取付け物に使用する材料は、使用条件に適し、かつ、次の規定に適合したものでなければならない。 (1) <u>1 類管若しくは 2 類管に用いられる弁及び管取付け物並びに外板若しくは船首隔壁に直接取付けられる弁及び管取付け物</u>は、K 編の規定に適合した材料を用いること。ただし、本会がその寸法又は使用条件を考慮して承認したものについ	「本会が適当と認めた規格」へ表現を統一。 K 編の規定に適合が必要となる弁及び管取付け物の対象が明確となるよう箇条書きで整理。

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
<u>(a) 1 類管若しくは 2 類管に用いられる弁及び管取付け物</u> <u>(b) 次の i) から iii) に直接取付けられる弁及び管取付け物（座金、船体付ディスタンスピースを含む）</u> <u>i) 外板</u> <u>ii) シーチェスト</u> <u>iii) 船首隔壁</u>	ては、本会が適当と認めた規格に定められた材料を使用することができる。 （移設） （移設） （新規）	鋼 船 規 則 D 編 12.1.4-3.(1)から移設。 鋼 船 規 則 D 編 12.1.4-3.(1)から移設。 なお、鋼船規則検査要領 D 編 D1.1.4(6)の「外板又はシーチェストに取付けられる…」の表現に揃えた。従前より「シーチェスト」に直接取付けられる弁及び管取付け物についても K 編要件を満足する材料の使用を求めており、これまでの取扱いに変更無し。 外板又はシーチェストに付く座金及び船体付ディスタンスピースへ直接取付けられる弁についても、従前より K 編要件を満足する材料の使用を求めており、本取扱いが明確となるよう要件を明記。船首隔壁を貫通する管に直接取付ける弁についても同様。 これまでの取扱いに変更無し。

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(2) 3 類管に用いられる弁及び管取付け物は、本会が 適当と認めた規格に定められた材料を用いるこ と。 -4. (省略) (外国籍船舶用) -1 補機に使用する材料は使用条件に適したもので なければならない。また、補機の主要部には、<u>本会が適 当と認めた規格に定められた材料を用いなければなら ない。</u> -2 管に使用する材料は、使用条件に適し、かつ、次 の規定に適合したものでなければならない。 (1) (省略) (2) 3 類管は、<u>本会が適当と認めた規格に定められた 材料を用いること。</u> -3 弁又はコック（以下、本章において「弁」という。） 並びに管取付け物に使用する材料は、使用条件に適し、 かつ、次の規定に適合したものでなければならない。 (1) <u>次の(a)から(c)に掲げるものは、K 編の規定に適 合した材料を用いること。ただし、本会がその 寸法又は使用条件を考慮して承認したものにつ いては、本会が適当と認めた規格に定められた 材料を使用することができる。</u> <u>(a) 1 類管若しくは 2 類管に用いられる弁及び管 取付け物</u> <u>(b) 次の i)から iii)に直接取付けられる弁及び管</u>	(2) 3 類管に用いられる弁及び管取付け物は、本会が 適当と認めた規格に定められた材料を用いるこ と。 -4. (省略) (外国籍船舶用) -1 補機に使用する材料は使用条件に適したもので なければならない。また、補機の主要部には、適当と認 めた規格に定められた材料を用いなければならない。 -2 管に使用する材料は、使用条件に適し、かつ、次 の規定に適合したものでなければならない。 (1) (省略) (2) 3 類管は、適当と認めた規格に定められた材料を 用いること。 -3 弁又はコック（以下、本章において「弁」という。） 並びに管取付け物に使用する材料は、使用条件に適し、 かつ、次の規定に適合したものでなければならない。 (1) <u>1 類管若しくは 2 類管に用いられる弁及び管取 付け物並びに外板若しくは船首隔壁に直接取付 られる弁及び管取付け物は、K 編の規定に適 合した材料を用いること。ただし、本会がその寸 法又は使用条件を考慮して承認したものにつ いては、適当と認めた規格に定められた材料を 使用することができる。</u> (移設) (移設)	「日本籍船舶用」と同 一の改正。加えて、「適 当と認めた規格」の表 現を「本会が適当と認 めた規格」へ修正。 「適当と認めた規格」 の表現を「本会が適当 と認めた規格」へ修正。 「適当と認めた規格」 の表現を「本会が適当 と認めた規格」へ修正

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
取付け物(座金, ディスタンスピースを含む) <u>i) 外板</u> <u>ii) シーチェスト</u> <u>iii) 船首隔壁</u> <u>(c) 次の i)に掲げる管及び ii)に掲げる管取付け物に直接取付けられる弁</u> <u>i) 船首隔壁を貫通する管</u> <u>ii) 前(b)に規定する管取付け物のうち, 座金及び船体付ディスタンスピース</u> (2) 3 類管に用いられる弁及び管取付け物は, 本会が適当と認めた規格に定められた材料を用いること。 -4 (省略) 12.1.5 材料の使用制限* -1. 管は, 原則として, 鋼, 銅, 銅合金又は鋳鉄製のものとし, 別に定める場合を除き, 設計温度, 分類, 用途等に応じて, 次の使用制限に関する規定に適合しなければならない。ただし, 開口を有する管で設計温度にかかわらず 3 類に分類された管にあっては, 温度に関する使用制限は適用しない。 ((1)から(3)は省略) (4) 前(2)及び(3)に加えて, 銅管, 銅合金管及び鋳鉄管にあっては, 管の用途に応じて表 D12.2 にも適合すること。ただし, 本会が認めた場合にはこの限りでない。 -2. 弁及び管取付け物は, 原則として, 鋼, 銅合金又は鋳鉄製のものとし, 別に定める場合を除き, 設計温度, 分類, 用途等に応じて, 次の使用制限に関する規定に適	(新規) (2) 3 類管に用いられる弁及び管取付け物は, 適当と認めた規格に定められた材料を用いること。 -4 (省略) 12.1.5 材料の使用制限* -1. 管は, 原則として, 鋼, 銅, 銅合金又は鋳鉄製のものとし, 別に定める場合を除き, 設計温度, 分類, 用途等に応じて, 次の使用制限に関する規定に適合しなければならない。ただし, 開口を有する管で設計温度にかかわらず 3 類に分類された管にあっては, 温度に関する使用制限は適用しない。 ((1)から(3)は省略) (4) 前(2)及び(3)に加えて, 銅管, 銅合金管及び鋳鉄管にあっては, 管の用途に応じて表 D12.2 にも適合すること。ただし, 本会が認めた場合にはこの限りでない。 -2. 弁及び管取付け物は, 原則として, 鋼, 銅合金又は鋳鉄製のものとし, 別に定める場合を除き, 設計温度, 分類, 用途等に応じて, 次の使用制限に関する規定に適	「適当と認めた規格」の表現を「本会が適当と認めた規格」へ修正。 (日本籍及び外国籍船舶用)

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
合しななければならない。ただし、開口端を有する管で設計温度にかかわらず 3 類に分類された管に用いられる弁及び管取付け物にあっては、温度に関する使用制限は適用しない。 （(1)から(2)は省略） (3) 伸びが 12 %未満の鋳鉄品は、次の弁及び管取付け物等を使用してはならない。 （(a)から(c)は省略） (d) 外板、シーチェスト又は船首隔壁に<u>直接</u>取付けられる弁及び<u>管取付け物</u> （移設） (e) 次の <u>i)</u>に掲げる管及び <u>ii)</u>に掲げる管取付け物に<u>直接</u>取付けられる弁 <u>i) 船首隔壁を貫通する管</u> <u>ii) 前(d)に規定する管取付け物のうち、座金及び船体付ディスタンスピース</u> （(f)から(j)は省略） (4) （省略）	合しななければならない。ただし、開口端を有する管で設計温度にかかわらず 3 類に分類された管に用いられる弁及び管取付け物にあっては、温度に関する使用制限は適用しない。 （(1)から(2)は省略） (3) 伸びが 12 %未満の鋳鉄品は、次の弁及び管取付け物等を使用してはならない。 （(a)から(c)は省略） (d) 外板又はシーチェストに<u>取り付け</u>られる弁、<u>座金及びディスタンスピース</u> (e) <u>船首隔壁に直接</u>取り付けられる弁 （新規） （(f)から(j)は省略） (4) （省略）	前(d)の中へ統合。 鋼 船 規 則 D 編 12.1.4-3.(1)の適用対象と整合。

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考		
表 D12.2 管の用途別による材料の使用制限		一部の「空気管」に対する表現の見直し。 （「空気管」→「圧縮空気管」） これまでの扱いに変更無し。		
管の用途⁽¹⁾ 燃料油管 機関区域内の潤滑油管 機関区域内の操作油管 機関区域内の熱媒油管 貨物油管 空気管 測深される区画外の測深管 オーバフロー管 ビルジ管 バラスト管 船外に開口する排水管及び衛生管で乾舷甲板より下にあるもの 船内の消火に用いる管 火災の際に管の損壊により浸水の危険を生じる管 ボイラ水吹出し管 機関区域内の制御油管 タンク吸引元弁の遠隔閉鎖用圧縮空気管， 火災時に使用する補機，弁等の制御用圧縮空気管	材料			
	銅		銅合金	鋳鉄
	×		×	×
	×		×	×
	×		×	×
	○		×	×
	○		×	×
	(注)			
	(1) 計測用管，ドレン管， <u>こし器及びポンプ等に備えられる空気抜き管</u> を除く。			
(2) タンク内に配置される部分に対しては○とする。				
(3) 機関区域外も含む。				
(備考)				
1. ○：使用可能				
2. ×：使用禁止				

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
12.6 試験 12.6.1 製造工場等における試験* -6. 満載喫水線より下の外板又はシーチェストに直接取付けられる次の(1)及び(2)に該当するものにあつては、設計圧力の 1.5 倍の圧力又は 0.5 MPa のうちのいずれか大きい方の圧力で水圧試験を行わなければならない。 (1) 船体付弁（座金及び船体付ディスタンスピースに直接取付けられる弁を含む） (2) 船体付ディスタンスピース	12.6 試験 12.6.1 製造工場等における試験* -6. 満載喫水線より下に取付けられる船体付弁及び船体付ディスタンスピースにあつては、設計圧力の 1.5 倍の圧力又は 0.5 MPa のうちのいずれか大きい方の圧力で水圧試験を行わなければならない。 （新規）	「船体付ディスタンスピースに直接取付けられる弁」も試験対象に含まれる旨を明確化。これまでの扱いに変更無し。

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 D 編 機関 D1 通則 D1.1 一般 D1.1.4 規定の軽減 (日本籍船舶用) 規則 D 編 1.1.4 に掲げる機関については、他編又は別規則により規定されるものを除き、規則 D 編 の一部の規定を次のとおり取扱うことができる。 (1)から(5)は省略) (6) 管装置のうち、設計圧力が 1 MPa 未満で、かつ、設計温度が $230\text{ }^{\circ}\text{C}$ 以下の管、弁及び管取付け物については、満載喫水線より下の外板又はシーチェストに直接取付けられる船体付弁（座金及び船体付ディスタンスピースに直接取付けられる弁を含む）及び船体付ディスタンスピースを除き、製造工場等における水圧試験を(1)(a)iii)の取扱いとすることができる。 (7) 次の(a)及び(b)に掲げる管並びに弁及び管取付け物に使用される材料は、JIS 規格又は本会が適当と認める規格に適合したものとすることができる。	鋼船規則検査要領 D 編 機関 D1 通則 D1.1 一般 D1.1.4 規定の軽減 (日本籍船舶用) 規則 D 編 1.1.4 に掲げる機関については、他編又は別規則により規定されるものを除き、規則 D 編 の一部の規定を次のとおり取扱うことができる。 (1)から(5)は省略) (6) 管装置のうち、設計圧力が 1 MPa 未満で、かつ、設計温度が $230\text{ }^{\circ}\text{C}$ 以下の管、弁及び管取付け物については、満載喫水線より下に取付けられる船体付弁及び船体付ディスタンスピースを除き、製造工場等における水圧試験を(1)(a)iii)の取扱いとすることができる。 また、1 類管及び 2 類管並びにこれらに用いられる弁及び管取付け物、及び外板若しくは船首隔壁に直接取付けられる弁及び管取付け物のうち、次に掲げるものに使用される材料は、外板又はシーチェストに取り付けられる弁、座金及びディスタンスピースに使用される鋳鉄品を除	表現の統一。 (7)とした。 従前より、弊会では「船体付ディスタンスピースへ取付けられる鋳鉄製の弁及び座金」並びに「船体付ディスタンスピース」本体にあっ

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(a) <u>1 類管及び 2 類管のうち、設計圧力が 1 MPa 未満で、かつ、設計温度が 230 °C 以下の管</u> (b) <u>1 類管及び 2 類管に用いられる弁及び管取付け物、及び、外板、シーチェスト若しくは船首隔壁に直接取付けられる弁及び管取付け物、並びに、船首隔壁を貫通する管、外板又はシーチェストに直接取付けられる座金及び船体付ディスタンスピースに直接取付けられる弁のうち、次の i) から iii) のいずれかに該当するもの。ただし、外板又はシーチェストに直接取付けられる弁、座金及び船体付ディスタンスピース並びに当該座金及びディスタンスピースに直接取付けられる弁に使用される鋳鉄品を除く。</u> i) <u>呼び径 100 A 未満の管に使用されるもの</u> ii) <u>設計圧力 3 MPa 未満で、かつ、設計温度が 230 °C 以下のもの</u> iii) <u>管フランジ</u> (8) (省略)	<u>き、JIS 規格又は本会が適当と認める規格に適合したものとする</u>ことができる。 (a) 設計圧力が 1 MPa 未満で、かつ、設計温度が 230 °C 以下の管 (新規) (b) <u>呼び径 100 A 未満の管に使用される弁及び管取付け物</u> (c) <u>設計圧力 3 MPa 未満で、かつ、設計温度が 230 °C 以下の弁及び管取付け物</u> (d) <u>管フランジ</u> (7) (省略)	ては、鋼船規則 K 編の要件を満足する材料の使用を求めているものの、読み難い記載となっていたため、本取扱いが明確となるよう記載の見直しを実施した。 (6) 中の「1 類管及び 2 類管」に対する要件を (a) に集約。 (6) 中の「弁及び管取付け物」に対する要件を (b) に集約。 Editorial 修正

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(外国籍船舶用) 規則 D 編 1.1.4 に掲げる機関については、他編又は別規則により規定されるものを除き、規則 D 編 の一部の規定を次のとおり取扱うことができる。 ((1)から(5)は省略) (6) 管装置のうち、設計圧力が 1 MPa 未満で、かつ、設計温度が $230\text{ }^{\circ}\text{C}$ 以下の管、弁及び管取付け物については、満載喫水線より下の外板又はシーチェストに直接取付けられる船体付弁（座金及び船体付ディスタンスピースに直接取付けられる弁を含む）及び船体付ディスタンスピースを除き、製造工場等における水圧試験を(1)(a)iii)の取扱いとすることができる。 (7) 次の(a)及び(b)に掲げる管並びに弁及び管取付け物に使用される材料は、JIS 規格又は本会が適当と認める規格に適合したものとすることができる。 (a) 1 類管及び 2 類管のうち、設計圧力が 1 MPa 未満で、かつ、設計温度が $230\text{ }^{\circ}\text{C}$ 以下の管 (b) 1 類管及び 2 類管に用いられる弁及び管取付け物、及び、外板、シーチェスト若しくは船首隔壁に直接取付けられる弁及び管取付け物、並びに、船首隔壁を貫通する管、外板又はシーチェストに直接取り付けられる座金	(外国籍船舶用) 規則 D 編 1.1.4 に掲げる機関については、他編又は別規則により規定されるものを除き、規則 D 編 の一部の規定を次のとおり取扱うことができる。 ((1)から(5)は省略) (6) 管装置のうち、設計圧力が 1 MPa 未満で、かつ、設計温度が $230\text{ }^{\circ}\text{C}$ 以下の管、弁及び管取付け物については、満載喫水線より下に取付けられる船体付弁及び船体付ディスタンスピースを除き、製造工場等における水圧試験を(1)(a)iii)の取扱いとすることができる。 (7) 1 類管及び 2 類管並びにこれらに用いられる弁及び管取付け物、及び外板若しくは船首隔壁に直接取付けられる弁及び管取付け物のうち、次に掲げるものに使用される材料は、外板又はシーチェストに取り付けられる弁、座金及びディスタンスピースに使用される鋳鉄品を除き、JIS 規格又は本会が適当と認める規格に適合したものとすることができる。 (a) 設計圧力が 1 MPa 未満で、かつ、設計温度が $230\text{ }^{\circ}\text{C}$ 以下の管 (新規)	日本籍船舶用規則と若干番号の振り方に差異があることを確認したため、分けて改正案を作成。改正内容は同一。

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
及び船体付ディスタンスピースに直接取付けられる弁のうち、次の i) から iii) のいずれかに該当するもの。ただし、外板又はシーチエストに直接取り付けられる弁、座金及び船体付ディスタンスピース並びに当該座金及びディスタンスピースに直接取付けられる弁に使用される鋳鉄品を除く。 i) 呼び径 100 <u>A</u> 未満の管に使用される <u>もの</u> ii) 設計圧力 3 MPa 未満で、かつ、設計温度が 230 ℃以下の <u>もの</u> iii) 管フランジ (8) (省略) D12 管，弁，管取付け物及び補機 D12.1 一般 (日本籍船舶用) D12.1.4 使用材料 -1. 規則 D 編 12.1.4-1., -2.(2), -3.(1)及び(2)にいう「本会が<u>適当と認めた規格</u>」とは、JIS 等の国家規格及び権威のある団体規格並びに十分な実績のある基準等をいう。	(b) 呼び径 100 <u>mm</u> 未満の管に使用される <u>弁及び管取付け物</u> (c) 設計圧力 3 MPa 未満で、かつ、設計温度が 230 ℃以下の <u>弁及び管取付け物</u> (d) 管フランジ (8) (省略) D12 管，弁，管取付け物及び補機 D12.1 一般 (日本籍船舶用) D12.1.4 使用材料 -1. 規則 D 編 12.1.4-1., -2.(2), -3.(1)及び(2)にいう「本会<u>の</u>適当と認めた規格」とは、JIS 等の国家規格及び権威のある団体規格並びに十分な実績のある基準等をいう。	「本会が適当と認めた規格」へ表現を統一。

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
-2. 規則 D 編 12.1.4-3.(1)にいう「本会がその寸法又は使用条件を考慮して承認したもの」とは、D1.1.4(7)に示すものをいう。 (外国籍船舶用) D12.1.4 使用材料 -1. 規則 D 編 12.1.4-1, -2(2), -3(1)及び(2)にいう「本会が適当と認めた規格」とは、<u>JIS 等の国家規格及び権威のある団体規格並びに十分な実績のある基準等をいう。</u> -2. 規則 D 編 12.1.4-3(1)にいう「本会がその寸法又は使用条件を考慮して承認したもの」とは、D1.1.4(7)に示すものをいう。 (日本籍船舶用) D12.6 試験 D12.6.1 製造工場等における試験 -1. 突合せ溶接式及びさし込み溶接式管継手（エルボ、レジューサ、ティ、バンド及びソケット類）の試験 (1) 1 類又は 2 類の管に使用される突合せ溶接式及びさし込み溶接式の管継手の材料及び試験は次による。 (a) 管継手の材料 i) 規則 K 編の規定に適合した材料を用いること。(D1.1.4(7)参照) ii) (省略)	-2. 規則 D 編 12.1.4-3.(1)にいう「本会がその寸法又は使用条件を考慮して承認したもの」とは、D1.1.4に示すものをいう。 (外国籍船舶用) (新規) (日本籍船舶用) D12.6 試験 D12.6.1 製造工場等における試験 -1. 突合せ溶接式及びさし込み溶接式管継手（エルボ、レジューサ、ティ、バンド及びソケット類）の試験 (1) 1 類又は 2 類の管に使用される突合せ溶接式及びさし込み溶接式の管継手の材料及び試験は次による。 (a) 管継手の材料 i) 規則 K 編の規定に適合した材料を用いること。(D1.1.4(6)参照) ii) (省略)	参照番号の修正。 日本籍船舶用規則に合わせ、D12.1.4 を新設。 参照番号の修正。

「管，弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(b)から(e)は省略 (2)及び(3)は省略	(b)から(e)は省略 (2)及び(3)は省略	

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R4 発火の危険性 R4.2 燃料油, 潤滑油その他の可燃性油に関する措置 R4.2.2 燃料油に関する措置 -6. 規則 R 編 4.2.2(3)(d)の適用上, 燃料油タンクの吸引元弁の空気圧式遠隔閉鎖装置（閉鎖する時にのみ圧縮空気を必要とする方式のもの）については次によること。 (1)から(4)は省略 (5) 空気タンクから吸引元弁のアクチュエータまでの<u>制御用圧縮</u>空気管は鋼管又は銅管とすること。 (6) (省略) -7. 前-6.に規定する空気タンクを非常発電機用燃料タンク吸引元弁の遠隔閉鎖, 非常用消火ポンプ海水吸入弁の遠隔開放, 機関室換気用通風機ダンパの遠隔閉鎖等の用途に兼用する場合は, 次による。 (1) (省略) (2) 燃料油タンク吸引元弁の遠隔閉鎖用<u>圧縮</u>空気管系統は, 他の用途の管系統とは別個に配管し, 空気タンクからの空気取出し弁には, 用途を明確にするために銘板を取り付けること。	鋼船規則検査要領 R 編 防火構造, 脱出設備 及び消火設備 R4 発火の危険性 R4.2 燃料油, 潤滑油その他の可燃性油に関する措置 R4.2.2 燃料油に関する措置 -6. 規則 R 編 4.2.2(3)(d)の適用上, 燃料油タンクの吸引元弁の空気圧式遠隔閉鎖装置（閉鎖する時にのみ圧縮空気を必要とする方式のもの）については次によること。 (1)から(4)は省略 (5) 空気タンクから吸引元弁のアクチュエータまでの空気管は鋼管又は銅管とすること。 (6) (省略) -7. 前-6.に規定する空気タンクを非常発電機用燃料タンク吸引元弁の遠隔閉鎖, 非常用消火ポンプ海水吸入弁の遠隔開放, 機関室換気用通風機ダンパの遠隔閉鎖等の用途に兼用する場合は, 次による。 (1) (省略) (2) 燃料油タンク吸引元弁の遠隔閉鎖用空気管系統は, 他の用途の管系統とは別個に配管し, 空気タンクからの空気取出し弁には, 用途を明確にするために銘板を取り付けること。	鋼船規則 D 編 12 章/表 D12.2 と同様な修正。これまでの扱いに変更無し。 同上。

「管、弁及び管取付け物の要件における表現等の見直し」 新旧対照表

新	旧	備考
(3) 非常発電機用燃料油タンク吸引元弁の遠隔閉鎖用 <u>圧縮空気管</u> 系統は、前(2)の要件に適合することに加え、他の燃料油タンク吸引元弁の遠隔閉鎖用 <u>圧縮</u> 空気管系統から独立した配管とすること。	(3) 非常発電機用燃料油タンク吸引元弁の遠隔閉鎖用 <u>空気</u> 系統は、前(2)の要件に適合することに加え、他の燃料油タンク吸引元弁の遠隔閉鎖用空気管系統から独立した配管とすること。	
附 則		
1. この改正は、2026 年 1 月 1 日から施行する。		